

# 悪質商法にご用心!

①6

## 資格商法(サムライ商法)

電話で、「受講するだけで資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」「合格すれば関係する仕事を紹介する」「名前を貸すだけで副収入になる」などと、執拗な勧誘をし、架空の資格や、業者自らが設けた資格称号を、正当な資格取得のように説明し、高額な教材や講座を契約させる商法です。最近では、以前の契約者に対し「以前受講していた講座が継続している、受講料が未払いになっている」「支払わなければ法的措置を取る」などという二次被害が多いようです。なお、資格商法のことを、「土」のつく資格が多いことからサムライ「土」商法ともいいます。

### 被害に遭わないために

☆この商法は、社会経験が少ない若者が狙われています。

☆あいまいな返事は相手が都合よく受け止め、契約の返事と受け取ってしまうのできっぱり断りましょう。

☆万一、断りきれずに契約した場合には8日以内ならばクーリング・オフの手続きを取りましょう。詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室（電話0868-23-1247）です。

【お問い合わせ】 町民環境課 本山 ☎0868-54-2984



## よくわかる 農業者年金 No. 2

### 農業者の年金はどうなっているのですか?

#### 国民年金は夫婦2人で月額13万2千円!

農業者の方が加入している国民年金の年金額は、40年加入で1人月額6万6千円、夫婦2人で月額13万2千円、年額約158万円です。老後の家計費（夫婦2人で月額23万円）と比べて国民年金だけでは月額約10万円不足します。また、サラリーマンの厚生年金のモデルケース（夫婦2人で月額23万3千円）と比べても月額約10万円の差があります。

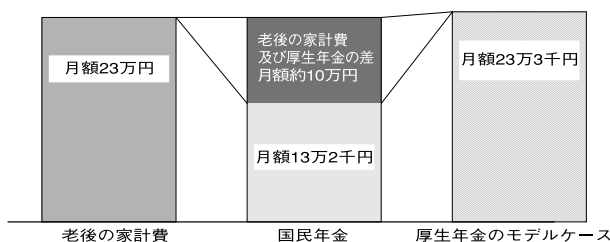
このような国民年金で不足する老後の家計費やサラリーマン並みの年金を受給できるようにするため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

### 独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

老後の家計費や厚生年金のモデルケースと 国民年金の比較(夫婦2人)



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!